

安曇野市（以下「市」）と安曇野市商工会（以下「商工会」）が合意した協定書に基づき、安曇野市プレミアム付商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」）が実施するプレミアム付商品券（以下「商品券」という）事業についてこの要領により商品券の取扱いを定める。

## 1. 目的

本事業は、消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

## 2. 名称

今回発行する商品券は、「安曇野市プレミアム付商品券 2019」と称する。

## 3. 発行総額

商品券の発行総額は、5億円とする。

## 4. プレミアム

発行総額のうち、1億円をプレミアムとする。

## 5. 発行内容

額面500円の商品券10枚（5千円分）1冊を、4千円で発売し、バラ売りはしないこととする。発行冊数は100,000冊とする。

## 6. 販売期間及び時間

販売日は令和元年10月1日（火）より令和2年3月31日（火）までとする。平日（祝祭日は除く）の販売時間は午前9時より午後5時まで。土・日曜日及び祝日は別表の通りとする。

## 7. 販売場所

平日（祝祭日は除く）は安曇野市内の実行委員会が指定する場所及び土・日曜、祝祭日は別表のとおり販売する。

## 8. 有効期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日までとする。

## 9. 取扱店について

- (1) 商品券を取り扱う事業者は安曇野市内に事業所を構え、下記の①～④に該当する事業者を除いたもので、登録申請書に必要事項を記入し当事業に参加を希望したものとする。
  - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている「性風俗関連特殊営業」及び第2条第1項4号・5号（パチンコ・麻雀・スロット・ゲームセンター等）を含む事業者
  - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を営む事業者
  - ③下記12. 対象外品目に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
  - ④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同上第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (2) 取扱店の参加希望については、別に期間及び方法を決めて募集する。
- (3) 取扱店は、取扱店のポスター等を店頭に掲示する。

## 10. 登録料 不要

## 11. 対象商品等

商品券は、原則として登録店のすべての商品並びにサービス等の支払に使用可能として頂く。  
（下記12 対象外品目を除く）

又、各取扱店で取り扱いできないものがある場合は、消費者が認識できるよう各店店頭等にその旨表示する。

1 2. 対象外品目 次の(1)～(10)に該当するものは、商品券の使用対象外とする。

- (1) 商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- (2) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (4) 出資や債務の支払い(税金、電気・ガス・水道・電話料金などの公共料金)
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料金等の不動産や資産性の高いものに関する支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 使用可能店舗が利用を不可とした商品
- (10) その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

1 3. つり銭について

つり銭は出さない。

1 4. 換金手続き及び換金手数料

取扱店は、使用された商品券を換金するとき、商品券の裏面に店名を記入し、換金請求書と共に換金指定日(ひと月2回・締日5日・20日を予定)に商工会へ提出する。但し土日祝祭日のときは、翌営業日とする。最終換金手続きは令和2年4月20日(月)(予定)とする。

使用済みの商品券を回収した後、登録店が指定した金融機関の口座へ振り込む。

換金手数料・振込手数料は不要。但し大型店については別途定める。

※大型店とは売場面積が1,000㎡以上の店舗

1 5. 振込日

ひと月2回(換金指定日より10営業日後)とする。但し土日祝祭日のときは、翌営業日とする。

1 6. 禁止行為

商品券の購入者並びに取扱店は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ① 商品券を他へ売却すること。
- ② 取扱店自ら商品券を購入し、その商品券をそのまま換金すること。
- ③ 取扱店自らが消費者が使用した商品券を再び使用すること。(再流通の禁止)
- ④ その他本商品券事業の目的に反すること。

1 7. 偽造券

商品購入に使用される商品券が、明らかに偽造商品券であることを発見した場合は、受取りを拒否する。

また、受取った商品券が、偽造券であることを後から発見した場合は、直ちに商工会へ連絡する。すでに受け取った偽造商品券の額面相当額は取扱店の負担とする。

1 8. 登録店の取消

要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録店の承認を取り消す場合がある。

1 9. その他

この要領に定めることのほか、必要がある事項は別に定める。